

22監査公表第12号

地方自治法第199条第12項の規定により，平成22年5月19日に福岡市長から公の施設の指定管理者監査の結果に対する措置について通知を受けたので，同項の規定により次のとおり公表する。

平成22年8月2日

福岡市監査委員 おばた 久 弥
同 黒 子 秀勇樹
同 石 井 幸 充
同 大 松 健

1 監査報告と措置の件数

22監査公表第2号（平成22年2月8日付 福岡市公報第5709号 公表）分

・・・3件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

22監査公表第2号（平成22年2月8日付 福岡市公報第5709号 公表）分

1 公の施設の指定管理者監査

(1) 西鉄ビルマネジメント株式会社

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
ア 公の施設の管理運営業務について適正な事務処理を求めるもの 指定管理制度による公の施設の管理を行う場合，指定管理者は，法令，条例，規則並びに基本協定書に則り，適正に義務を履行しなければならない。しかしながら，福岡市立城南市民プール管理運営業務及び福岡市中央区(天神地区に限る。)内の自転車駐車場の管理運営業務において，次のような事例が見受けられた。今後，公の施設の管理運営業務に当たっては，本市との協定に則り，適正な事務処理を行うよう注意されたい。	指定管理者に対し，休館日を設けるときは施設の管理に係る基本協定書等の定めに従った承認手続きを行うよう指示するとともに，利用者への広報周知の必要性についても，指導を行った。 なお今回の件を踏まえ，臨時休館に対する代替日として，通常休館日(月一度の点検日)である平成22年3月17日を開館する旨の承認申請が指定管理者よりなされたため，これを承認し利用者への広報周知のうえ開館させた。

<p>(ア) 福岡市立城南市民プール管理運営業務において、臨時に休館日を設定するときは、福岡市立地区体育施設条例施行規則等に基づき、市長の承認を得なければならないと定められているにもかかわらず、市長の承認を得ないまま臨時休館していた。また、臨時休館日を利用者に広報周知させる必要があったが、広報周知も行われていなかった。</p>	
<p>(イ) 福岡市中央区(天神地区に限る。)内の自転車駐車場の管理運営業務において、「福岡市中央区(天神地区に限る。)内の自転車駐車場の管理に係る基本協定書」では、管理運営業務の執行については、その経理を他の業務と区別し、常に経理状況を明らかにしておくよう規定しているにもかかわらず、総勘定元帳や支出伝票等が指定管理業務以外と区分されておらず不適切な事務処理となっていた。</p> <p>(西鉄ビルマネジメント株式会社)</p>	<p>福岡市中央区(天神地区に限る。)内の自転車駐車場の管理運営業務については、指定管理者である西鉄ビルマネジメント株式会社に対し、基本協定書に則った事務処理を行うよう指導した。</p> <p>なお、指定管理者においては、指定管理業務を適正に事務処理するため、担当者の「歳入の徴収又は収納事務の委託」の手引に関する研修を実施した。</p>
<p>イ 指定管理者に対して基本協定書等の遵守について必要な指導を行うよう注意を求めるもの</p> <p>指定管理制度による公の施設の管理を行う場合、指定管理者は、法令、条例、規則並びに基本協定書に則り、適正に義務を履行しなければならない。しかしながら、中央区が所管する福岡市中央区(天神地区に限る。)内の自転車駐車場の管理運営業務において、「福岡市中央区(天神地区に限る。)内の自転車駐車場の管理に係る基本協定書」では、管理運営業務の執行については、</p>	<p>基本協定書等の遵守については、基本協定書等で定めた管理運営業務の履行状況を、所管課で把握、管理し、適切に指導をしていく。</p> <p>指定管理者に対しては、基本協定書に基づき、指定管理業務とその他の業務を区別して総勘定元帳や支出伝票等を作成し、指定管理業務については、収支に係る諸記録の整備を行い、常に経理状況を明らかにするなど、基本協定書等の遵守を厳しく指導した。</p>

その経理を他の業務と区別し、常に経理状況を明らかにしておくよう規定しているにもかかわらず、総勘定元帳や支出伝票等が指定管理業務以外と区分されておらず不適切な事務処理となっていた。

今後、基本協定書等で定めた管理運営業務については、その履行状況を適宜把握し、必要に応じ適切な指導を行うよう注意されたい。

(中央区役所自転車対策推進課)